平成28年度 第13回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	平成28年10月28日(金)10時00分~11時05分
開催場所	産業貿易センター B102号室
出席委員	佐土原委員(会長)、岡部委員、小熊委員、菊本委員、五嶋委員、 田中(稲)委員、田中(伸)委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、 堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	奥委員(副会長)、池邊委員、木下委員
開催形態	公開 (傍聴者 2 人)
議 題	1 (仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響 評価準備書について 2 (仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について
決定事項	平成28年度第12回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

## 議事

1 平成28年度第12回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

## 2 議題

- (1) (仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準 備書について
  - ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。
  - イ 検討事項一覧について事務局が説明した。
  - ウ審議
- 【水野委員】 検討事項一覧の供用時の水質・底質の項目に「水質の確認頻度や水質 異常時の対応等の管理体制を評価書に記載」とありますが、これは事後 調査とは別にこういうことをやる必要があるということなのでしょう か。事後調査は義務付けがあるのでここに書かなくてもいいのではない かと思いますが、何か違いはあるのでしょうか。
- 【事務局】 準備書の 8-5 ページをご覧ください。こちらに事後調査についてまとめられております。ご指摘いただいたように、元々水質・底質につきましては事業者が事後調査を予定しております。この事後調査に加えて、「横浜市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領」で異常時の速やかな対応を求めているところです。

審査会の審議の中でも委員の皆様から水質をどれくらいの頻度で確認するのか、水質異常時の対応をどうするのか、といったご意見がありましたので、事後調査とは別に供用時の通常の運用の中でどのような対応をされるのか記載していただきたい、という内容になっております。

【水野委員】 わかりました。

【佐土原会長】 他にご意見等がないようですので、この内容を元に答申案を作成して ください。本件の審議はこれで終了とします。

(2) (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について ア 答申案について事務局が説明した。

イ審議

【五嶋委員】 答申案1ページからの「(4)事業の目的」の中で、この事業の主体であり地域の開発にかかわる「まちづくり関係者」という主語を定義したこ

とは分かりやすいと思いました。

3ページの「2 地域の特性」に「研究・教育、医療、健康、居住の機能を担う」という文言がありますが、「まちづくり関係者」の中に「居住」は分かりますが、「研究・教育」となりますと、大学等が関わっているのでしょうか。

【事務局】 方法書8ページには、区画整理事業の土地利用の方向性が記述されていますが、あくまで現段階での想定であり、例えば研究・教育をどう盛り込むかということが、具体的に確定しているわけではありません。これについては、東高島駅北地区だけでなく、さらに広域の東神奈川臨海部周辺地区の中でどのように盛り込んでいくかが検討されていくことになります。

【中村委員】 私も、「まちづくり関係者」を「(4)事業の目的」で定義づけたことにより、文章がわかりやすくなったと思います。なお、答申案2ページ1 行目の横浜市という部分にもカギ括弧をつけた方がいいのではないでしょうか。

また、3ページの「2 地域特性」の2段落目最後ですが、「民間開発等を適切に誘導し、良好な複合市街地の形成を図る」というのは、事業すなわち水域の埋立及び土地区画整理事業によってそれがなされるということでいいのでしょうか。誘導する主体は誰でしょうか。

【事務局】 1点目についてはご意見の通り修正します。

2点目については、埋立や土地区画整理事業により誘導するという意味ではありません。脆弱な都市基盤の状況に対し、埋立や土地区画整理事業という手法により基盤が整った市街地をつくり、民間開発等を適切に誘導し、目標とするまちづくりを進めたいという横浜市の考えです。

【中村委員】 そうすると、「まちづくり関係者」という主語を入れてはどうでしょうか。

【事務局】 ややわかりにくい文章ですが、趣旨は、「地区計画の中で、基盤整備の 推進、民間開発等の誘導や良好な複合市街地の形成を図る」ことが述べ られているということです。

【津谷委員】 マスタープランや地区計画、埋立や土地区画整理事業といった一連の 計画あるいは事業について、どの組織がどれに関わるのかを明確に記載 し、それを「まちづくり関係者」と定義したほうがよいのではないでし ょうか。

【事務局】 これまでの審議でも、ご指摘の事項に関しては、十分説明がされておらずわかりにくい、とのご意見を頻繁にいただきました。また、前回の審査会でも、複数の委員から、それぞれの主体がどういう役割を担い、どういう関わりをしているのかを準備書でしっかりと記載するようご意見をいただきました。

答申案の中では、細かく書くことを避け、この文章にしていますが、 準備書の中で、十分に記述するよう事業者に指導していきます。

【津谷委員】 答申案 3 ページの一番下の(1) イの文章が適切ではありません。前回申し上げたのは、周囲の工場の騒音に対する入居者への配慮の記載があったことに対し、工事に伴う騒音について記載がないのはおかしいということです。例えば、「本事業の実施に伴っては、工事段階での周辺への騒音対策を十分行うとともに、計画地周辺は工業地域に指定されていることから、本事業により整備される建物への入居者に対する配慮として実

施する騒音対策について、準備書に記載してください。」という記述にしてはいかがでしょうか。

【事務局】

その趣旨で修正します。

【五嶋委員】

先程伺った件について、ご回答はいただきましたが、やはり気になるところがあります。答申案3ページの「2 地域特性」の中で、「都心臨海部再生マスタープランにおいて、研究・教育、医療、健康、居住の機能を担うこととされており」という記述がありますが、本事業は必ずしも「研究・教育」を含む訳ではないので、全部述べず、区別したほうが誤解がなくなるのではないでしょうか。

【事務局】

方法書9ページの表の上から4つ目「主要用途」欄に、「住宅施設、商業施設、公益的施設等」とあります。現時点では、どのような用途になるか確定しているわけではないため、公益的施設「等」という表現を用いています。例を挙げていただいた「研究・教育」の定義についての議論も別にありますが、住宅・商業以外の用途も現時点では可能性があり、答申案で集積機能を限定してしまうと、本事業の妨げとなるおそれがあります。あくまでこの文章は、マスタープランで定められている客観的な事実を述べている、とご理解いただければと思います。

【五嶋委員】

あくまでマスタープランの内容を述べており、本事業とも関連するが、一貫性があるわけではないということでしょうか。

【事務局】

積極的に居住を盛り込むという意味では、マスタープランと本事業は 密接な関係にあります。

【横田委員】

確認させていただきますが、答申案4ページの供用時の生物多様性について、「予測評価」という言葉が入っていますが、事業者は方法書で生物多様性を選定していないため、「予測評価の実施に当たっては」という記述は修正されてはいかがでしょうか。

【事務局】

方法書と答申案の整合が取れていないというのはご指摘のとおりです。「生物多様性を項目選定してほしい」という審査会のご意見に対し、第9回審査会の事業者補足資料の中で、「参考項目として選定する。」と事業者から回答がありました。こういった経過を踏まえ記述したため、事務局としてはこの答申案で問題ないと考えていたところですが、第三者が見ても分かりやすいよう、この文章の前段で、「生物多様性については、項目選定するとともに」という趣旨を加え、明確にします。

【横田委員】

そのようにお願いします。

【佐土原会長】

本日の審議を受け、答申案を修正してください。修正後の内容の確認 については、会長の私に一任させていただくことでよろしいでしょう か。

【各委員】 (異議なし)

資料 ・ 平成 28 年度第 12 回(平成 28 年 10 月 18 日)審査会の会議録【案】

- ・ (仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評 価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・ (仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評 価準備書に関する検討事項一覧 事務局資料
- ・ (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書に係る答申案 事務局資料